



清友短信

発行日 2024年10月23日

No. 105

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

令和6年分 年末調整の変更点

令和6年分所得税について、定額減税が実施されています。年末調整の際には年末調整時点の定額減税の額（**年調減税額**）を算出し、年間の所得税額から控除します。

⚠ 年末調整の計算に当たっての注意点

「令和6年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、年調減税額の控除等の計算に対応していません（令和5年末に税務署から交付された様式では令和6年分の年末調整が行えませんので、手書きで源泉徴収簿を作成されている場合はご注意ください）。別途、計算表などが国税庁のHPに掲載されていますので、それらを活用して年調減税額の控除を正しく行うようにしてください。（国税庁HP「年末調整がよくわかるページ」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）

1. 対象となる方

年末調整の対象となる方のうち、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は、収入金額が2,000万円以下）の方

2. 年調減税額の計算

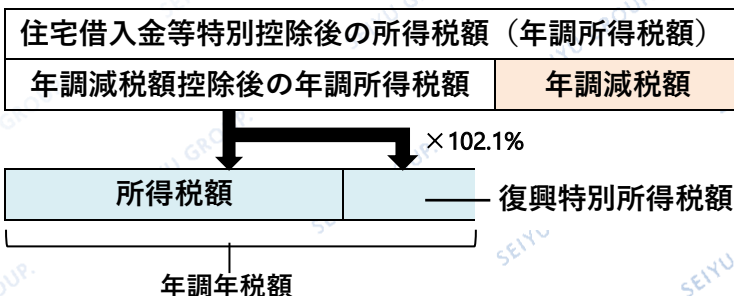
年調減税額は、次の金額の合計額です。

① 納税者本人（居住者に限る）	30,000円
② 同一生計配偶者または扶養親族（居住者に限る） 一人につき	30,000円

※なお、月次減税事務を行っている場合でも、その後同一生計配偶者と扶養親族の数に異動があることが見込まれるため、正しい年調減税額を再度計算します。

3. 年調減税額の控除

年調減税額の控除は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）を限度に行います。年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。



（注）年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、「(摘要)」欄に実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額×××円」と記載します。また、年調減税額のうち、年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額×××円」と記載します。